

リレイト訪問看護ステーション堺

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）重要事項説明書・〔介護保険・医療保険・共通〕

第1条（事業者・事業所の概要）【共通】

事業者名	リアレイト株式会社
事業者住所	〒590-0141 大阪府堺市南区桃山台三丁 14 番 8 号
電話番号/ファックス番号	072-275-6736 / 072-275-6737
代表者名	代表取締役・中村庸平

事業所名	リレイト訪問看護ステーション堺
事業所住所	〒590-0103 大阪府堺市南区深阪南 152 番地 やぶうちビル 101 号室
電話番号/ファックス番号	072-247-5981 / 072-247-5982
事業所番号/医療機関コード	2766490466 / 64-90466
提供可能サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
管理者名	川上ひろみ
サービス提供区域	堺市全域

第2条（事業所の職員体制）【共通】

	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名以上	0名
看護師	3名以上	1名以上
准看護師	0名	0名
理学療法士・作業療法士	1名以上	0名
事務員	0名	1名以上

第3条（営業日及び営業時間等）【共通】

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	午前9時～午後6時
サービス提供時間	日曜日～土曜日 午前9時～午後6時
事務所対応	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

第4条（サービスの方法）【共通】

当訪問看護事業所の担当看護師が訪問看護計画に基づいてサービスの提供をします。

第5条（支払方法）【共通】

翌月月初めに訪問回数や加算状況に応じて計算させていただきます。

- (1) 口座振替（口座引き落とし） *手数料無料、開始までに約2か月を要します。
- (2) 銀行振込 *振込手数料はご負担いただきますよう宜しくお願い致します。

第6条（訪問看護サービスの内容）【共通】

- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への相談、支援
- ・ターミナルケア
- ・介護相談、指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

第7条（サービス利用料及び利用者負担）【共通】

別紙料金表に記載しておりますので、ご参照ください。

第8条（ご利用にあたってのお願い）

【介護保険】

介護保険被保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。やむを得ず訪問予定の変更をご希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

【医療保険】

保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。やむを得ず訪問予定の変更をご希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

第9条（運営の目的と方針）【共通】

1. 運営の目的

リアレイト株式会社が設置するレイト訪問看護ステーション堺（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（以下「訪問看護〔介護予防訪問看護〕従事者」という。）が、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。当訪問看護事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。

2. 運営の方針

事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 一 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 二 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 三 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 四 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 五 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 六 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 七 前 6 項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 10 条（相談窓口、苦情対応）【共通】

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業所名	リレイト訪問看護ステーション堺
事業所住所	〒590-0103 大阪府堺市南区深阪南 152 番地 やぶうちビル 101 号室
電話番号/ファックス番号	072-247-5981 / 072-247-5982
対応時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

【介護保険】

介護保険に関する相談・質問の地域行政窓口（お住いの市町村）

市町村介護保険窓口	名称・連絡先
堺市南区	南区役所南保健福祉総合センター地域福祉課・072-290-1812
堺市堺区	堺区役所堺保健福祉総合センター地域福祉課・072-228-7520
堺市中区	中区役所中保健福祉総合センター地域福祉課・072-270-8197
堺市西区	西区役所西保健福祉総合センター地域福祉課・072-275-1912
堺市北区	北区役所北保健福祉総合センター地域福祉課・072-258-6651
堺市東区	東区役所東保健福祉総合センター地域福祉課・072-287-8112
堺市美原区	美原区役所美原保健福祉総合センター地域福祉課・072-363-9316

第 11 条（事故発生時の対応）【共通】

1. 当訪問看護事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。
2. 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償を致します。
訪問看護事業者賠償責任保険 東京海上日動火災保険株式会社
3. 万一事故が生じた場合には、原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

第 12 条（緊急時の対応）【共通】

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第13条（災害発生時の対応）【共通】

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

第14条（衛生管理等）【共通】

1. 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 当訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - 三 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

第14条（業務継続計画の策定等について）【共通】

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第15条（災害発生時の対応）【共通】

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

第16条（身体拘束等の原則禁止）【共通】

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第17条（ハラスメントについて）【共通】

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ正当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- ・個人的な尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

第18条（契約外の条項）【共通】

この契約に定めない事項については、介護保険法等・健康保険法等その他の関係法令を尊重して利用者と事業所が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上のとおり、訪問看護サービスに関する、重要事項説明書の説明を行いました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

上記内容の交付・説明・同意を事業所から確かに受けました。

西暦 年 月 日

【利用者】

住所： _____

氏名： _____

【ご家族・代理人】

住所： _____

氏名： _____ (続柄： _____)

【事業所】

所在地： 〒590-0103 大阪府堺市南区深阪南 152 番地 やぶうちビル 101 号室

名称： リレイト訪問看護ステーション堺 / リアレイト株式会社

管理者： 川上ひろみ / 代表取締役・中村庸平